

・選定療養費改定のお知らせ（令和4年10月1日より）

200床以上の地域医療支援病院では、紹介状のない受診患者さまから、診療費とは別に選定療養費の徴収が義務付けられております。

令和4年度診療報酬改定で、選定療養費の対象と金額が変更になりました。

令和4年10月1日より、下記のとおり改定いたします。（金額は税込）

	対象となる方	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
<b>初診時</b> 選定療養費	他の医療機関等からの <u>紹介状なし</u> でその症状について当院を初めて受診の場合	5,500 円	<u>7,700 円</u>
<b>再診時</b> 選定療養費	他の医療機関へ紹介後に、 <u>本人希望</u> で当院を受診の場合 * <u>受診の都度必要</u>	2,750 円	<u>3,300 円</u>

\* 診療の時間内及び時間外に関わらず、ご負担いただきます。